

**東日本大震災の復旧・復興および**  
**原発事故対策に関する**  
**第2次要請**

平成23年6月9日

全国農業協同組合中央会

東日本大震災復興・再建対策JAグループ中央本部

## **東日本大震災の復旧・復興および原発事故対策に関する第2次要請**

東日本大震災が起きて3か月が経とうとするなか、甚大な被害を受けた農業においても、少しずつであるが、復旧が進められている。しかし、多くの瓦礫・泥などが多くの農地を覆っており、いまだ復興に向けた取組みは極めて限定的である。加えて、原発事故の終息のめどはたっておらず、被害は遠く離れた地域まで拡大し、事態はさらに深刻化している。

我が国観測史上最大の震災の経験を踏まえ、市場原理の徹底により効率化や競争力強化を追求してきた従来の価値観を抜本的に転換し、安全・安心なくらしを守るためには、国民合意に基づき、TPP参加に向けた検討はただちに中止すべきであり、全力を挙げて復旧・復興に取り組む必要がある。

JAグループでは、第1次要請事項をとりまとめ、第1次補正予算等に反映させる取組を展開してきたが、さらに具体化・追加したものとして第2次要請を下記の通りとりまとめたので、迅速かつ万全に措置・実行することを強く要請する。

記

### **I 地震・津波被害からの復旧対策の迅速化**

第1次補正予算で措置された事業の執行が、被災地の期待通りに進んでいないことから、地域農業の将来像を検討できる段階に至っていない状況にある。まずは、早期の復旧に向けた対策を重点的に加速させる必要がある。

#### **1. 復旧作業の迅速な実施**

瓦礫処理をはじめ、ライフラインの復旧、仮設住宅の設置、ヘドロ処理等の復旧作業を加速化すること。

また、台風等による2次災害を防止するため、早急に仮設堤防の整備を進めること。

#### **2. 復旧対策の執行の迅速化**

復旧事業については、地方・自己負担の徹底した軽減、事業の手続きの簡素化、要件の弾力的運用などをはかり、すみやかに執行されるようにすること。

## II 新たな活力ある地域・農業づくりに向けた復興ビジョンの策定・実践

復興にあたっては、我が国の食料安全保障、多面的機能の確保、地域の活性化等をはかるため、農地集積、施設園芸団地化、担い手経営体を中心とした集落営農組織の再構築、新規就農者の確保、地産地消の拡大、6次産業化、自然エネルギーの活用拡大などにより、災害に強く、自然とより調和した、持続的発展が可能な農業づくりに取り組む必要がある。

その復興の取組みを進めるにあたっては、政府の全面的支援のもと、地元の意向・実態に最大限配慮しつつ、希望と期待のもてる地域農業の復興ビジョンを策定し、それに必要な思い切った対策を早急に措置することが必要である。そのための検討には、JAグループの代表など被災地の復興の核となる農林水産業の関係者を参画させることが不可欠である。

### 【持続的発展が可能な農業づくりに向けた基盤整備】

#### 1. 土地利用計画の早期策定と農地基盤整備の推進

##### (1) 国による被災農地の早期買い上げ

被災農地や代替地については、早急に国がすべて一旦買上げること。また、復旧可能な農地や代替地については、整備後、農業者に対して貸付け、将来的には農地を農業者が買戻すことができるようにすること。

買い上げ等に係る譲渡所得については、税制の特例措置を講ずること。

##### (2) 農地集積等に係る法整備等

大胆な担い手への農地集積や施設園芸団地化、放牧地の整備等を行うため、必要な法整備と、権利調整等を担う機関の整備を行うこと。

##### (3) 地域の意向に配慮した早期の土地利用計画の策定等

地元の意向に配慮しつつ、都市計画と一体となった農地利用・整備計画を策定するとともに、復興の重点化・加速化、円滑な権利調整等を図るため、迅速かつ大胆な線引きを行い、被災農業者が3年以内に営農再開できる計画として早急に示すこと。

## **2. 活力ある農業づくりに向けた総合的な整備**

### **(1) 総合的な生産基盤整備の推進**

水田の大区画整理や施設園芸団地の整備など活力ある農業づくりを進めるために、農地およびその付帯施設については、総合的な整備を行うこと。

復旧困難農地での牧草地の整備、キャトルセンター等の整備による産地内一貫経営の構築、耕畜連携のための施設整備など畜産・酪農生産基盤の総合的な整備を行うこと。

### **(2) 補助率の嵩上げ等による総合的な整備**

災害復旧事業なみの補助率の嵩上げ、各被災地の被害・地理的条件の違いに配慮した事業メニュー・要件設定により、総合的な整備を進めること。

## **3. 農業者の事業用資産の共同整備等への支援強化**

### **(1) 農業者の事業用資産の共同整備の推進**

被災農業者の営農再開に不可欠な農業機械、倉庫等の事業用資産については、初期投資の負担をなくし、かつ、経営効率の向上を図るため、JAや集落営農で共同整備し、リースやレンタルで利用する仕組みを構築すること。

その資産については、一定程度利用したのちに、担い手経営体等に払い下げられるようにすること。

### **(2) 共同整備を進めるための事業の充実**

共同整備を進めるため、第1次補正で措置された東日本大震災農業生産対策交付金を抜本的に見直し、施設・大型機械に対する補助の嵩上げ、面積要件等の緩和、対象資産の拡大、予算額の拡大、生産資材の購入支援の継続などによる充実を図ること。

## **【被災農業者の営農再開に向けた生活・経営課題の払しょく】**

### **1. 営農本格再開までの被災農業者に対する雇用対策と所得補償等**

#### **(1) 営農再開に向けた雇用対策**

J Aや公社等が被災農業者を雇用し、復旧・整備のための作業、営農再開した農業者の農作業支援、施設園芸等に係る技術研修等を行った場合に、賃金の全額および事務費等を補助する雇用対策の仕組みを構築すること。

#### **(2) 営農の本格再開までの所得補償**

相当な時間を要すると想定される本格的な営農再開までの間、雇用対策に加えて、中長期的に被災者の生活・事業基盤を維持するための所得補償を講じること。

### **2. 復興に向けた被災者の二重債務問題の解消**

#### **(1) 営農再開に向けた既往債務の棚上げ**

農業資金・未収金など農業関係の既往債務については、政府機関等で買上げ（負債整理資金融資を含む）、超長期にわたり無利子による棚上げを行うとともに、その棚上債務は被災者の資本として取り扱うこと。

既往の公的保証付き債務については、代位弁済財源の補填等、第1次補正予算で漁業関係に講じたものと同等の措置を講ずること。

#### **(2) 営農再開に向けた新規債務の軽減等**

営農再開に際して農業者の新規債務を発生させないよう、J A等が高率の補助事業により導入した生産施設・設備を被災農業者が共同利用できる仕組みの構築や、生産資材の共同購入への補助等を行うこと。

### **(3) 農業復興に向けた新規融資の円滑化**

復興過程で新規の保証業務等に支障が生じないように、国または県による財源基盤の拡充措置を講ずること。

新規債務が発生する場合は、農林漁業信用基金に対する保険割合の引き上げ、無担保、無保証、無利子、長期返済据置・猶予による公的な融資制度（公庫資金の拡充を含む）を創設して対応すること。

### **(4) 生活再建を円滑に進めるための支援の強化**

住宅ローンなど生活関係の既往債務については、負担を大幅に緩和するため、公的機関による長期据置・超低利子型の融資制度を創設等により借り換えできるようにすること。

新規債務については、被災住宅地の買上げ、生活再建支援制度の拡充、利子補給による実質無利子化、長期にわたる返済据置・猶予が可能となる公的融資制度の創設等を通じて、負担を大幅に軽減すること。

### **(5) 解消に向けた税制の特例措置**

二重債務の円滑な解消や生活再建・事業復興を促進する観点から、債務免除益の非課税化、固定資産税の免除、印紙税・登録免許税の減免などの税制の特例措置を講じること。

## **3. 保管農産物等の損失に係る農業者の救済策の実施等**

保管農産物や生産資材等の被災による損失や、その廃棄・処分費用の発生が復興の支障になっていることから、被災農業者・JAの救済の観点から総合的な支援策を講じること。

震災後の食料安定供給に関する混乱・課題等を踏まえ、飼料備蓄水準の復元（60万t）を行うこと。

## **【地域の農業・経済の核となる被災JAの復興・再建】**

### **1. 被災JAの経営基盤強化対策**

貯金者を万全に保護するとともに、地域金融機関としてのJAの機能を維持・強化するため、信金・信組を対象とした金融機能強化法の改正と同等の内容で、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（再編強化法）」を改正し、早期に同法案を成立すること。

あわせて、被災者の既往債務に対して、金融機関が円滑に対応できるよう、貸出金等に係る税制の特例措置（無税償却、損金算入、税額控除など）を講ずること。

### **2. 被災JA等の事業用資産の復旧支援**

共同利用施設の新たな整備については、災害復旧事業の対象とするとともに、再取得価格を基準とした補助を行うこと。

被災地の農業だけでなく、地域経済・社会を支えているJA等の施設・店舗等の事業用資産（共同利用施設以外も含む）については、地域の復興計画に位置付けるなかで、災害復旧事業並みの補助により整備すること。

## **【農業復興のための基金の創設】**

県の実態に応じて、復旧・復興事業を迅速かつ柔軟に実施できるようにするために、国からの交付金等による県単位の復興基金を創設すること。

また、その県復興基金からJAや公社などが農業の復興に必要な自己負担分相当を借り入れ、園芸施設や機械等を共同整備したうえで、営農再開者に対してリースできる仕組みを構築すること。

### **Ⅲ 原発事故対策**

東京電力福島第1原子力発電所の事故災害に対して、J Aグループは激しい怒りをもって抗議を行ってきたが、政府・東電の緩慢な対応は、被災者をさらなる不安・不満に陥れるばかりか、混乱を拡大させている状況にある。一刻も早く原発事故を工程表に基づき早く終息させるとともに、工程表の進捗に応じた現状と課題について正確な情報を随時開示することが必要である。

そのうえで、被災者の不安・混乱を払しょくするため、適切な検査の実施、早期の万全な賠償等が必要である。

#### **1. 適切な放射性物質検査の実施**

##### **(1) 適切な検査の実施**

放射性物質の検査は、政府・都道府県の責任において、公平かつ適切に行うとともに、品目の生産・製造特性や摂取方法が多様な実態に即した検査方法と基準値の設定を行うこと。また、公表にあたっては通常の食生活に混乱を起こさないように適切に行うこと。

特に、今後、夏秋農産物の出荷盛期を迎えるため、品目特性を踏まえた検査を実施し判定・公表すること。

##### **(2) 品目に応じた検査方法による早期の出荷再開**

出荷制限を指示された地域においては、年一作、永年性等のそれぞれの品目特性に応じた解除のルールを設定し、早期に出荷再開ができるように、放射性物質の検査を計画的に行うこと。

また、制限を解除した場合は、消費者等に対して速やかに情報提供し周知徹底すること。

#### **2. 原発事故の損害に対する東京電力及び国による迅速かつ万全な損害賠償**

##### **(1) 出荷制限指示等の損害の早期賠償支払い**

出荷制限指示や出荷自粛等による損害は紛争審査会の指針で賠償すべき損害と明示されており、早急に仮払いを行うとともに、精算を行う時期を明確にしたうえで、早期に精算払いを行うこと。

## **(2) 価格下落等のすべての実損害のすべての早期賠償**

原発事故を原因とする農畜産物の価格下落等の損害は、指針で「出荷制限指示区域」における食用の農畜産物のみ賠償すべき損害と明示されているが、実損害を受けているすべての地域のすべての農畜産物(食用以外を含む)を対象に、早期に仮払いを含め、賠償すること。

## **(3) 避難区域の営農にかかる損害の早期賠償**

警戒区域等指定区域内の農業者の営農にかかる賠償について、早急な仮払いを実施すること。

離農を余儀なくされた場合の基準や畜産の処分による精神的損害等を含め、早急に紛争審査会の指針で賠償すべき損害を明示し、賠償すること。

## **(4) J A 等への賠償**

作付制限や価格下落等による J A 等の事業取扱高の下落に伴う損害や、原発事故により営業できなくなった J A 及び J A 関連施設、厚生連病院等の損害、連合会等の損害に対して、早期の仮払いを含めて万全な賠償を行うこと。

# **3. 避難区域の復興対策**

## **(1) 早期の復興計画の策定・実践**

警戒区域等指定区域内の農業・地域復興の道筋を明示するとともに、県・市町村の復興計画を強力に支援すること。

被災農業者の迅速かつ円滑な営農再開・経営再生が図れるよう、各品目の特性をふまえた具体的なスキームを示し、その実践のための中長期的な生産・経営対策を措置すること。

## **(2) 安全な土壌の確保等**

汚染された農用地等の早期復旧に向け、国によりそれらを一旦買上げたうえで、放射性物質の除去を行うなど、政府の責任で除染施策を講じること。

#### **4. 農畜産物の輸出に係る損害賠償と風評被害防止対策**

原発事故に起因する各国における農畜産物の輸入禁止や規制強化等に伴う損害に対し、万全の賠償を行うこと。

科学的根拠なく、輸入禁止・検査強化の措置を講じている海外政府に対して、早期の措置撤廃と日本食の信頼回復について政府は全力を挙げて取り組むこと。

#### **5. 農畜産物の消費拡大対策**

消費者、流通・小売業者等に対して、放射性物質に関する正しい理解を促進するとともに、官民一体となった大々的な農畜産物の消費拡大対策を講じること。